

(6) 給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）の見方

【所得】

所得は、収入金額から必要経費に相当する額（所得税法別表に基づく）を差し引いて計算します。

給与所得（所得金額調整控除後）	必要経費にかわるものとして、所得税法別表第五に基づき、収入金額に応じて控除額を計算します。給与収入額から給与所得控除額を引いた金額が給与所得です。
総所得金額①	給与所得とその他の所得計を合算したものを表示。
主たる給与以外の合算所得区分	該当箇所にも*印を表示。

【課税標準】

税額計算の基礎となる額です。すべての所得を合算して所得割額を計算する「総合課税」と他の所得と区別して特別な方法で計算する「分離課税」の両方を記載しています。

総合課税	総所得金額から所得控除合計額を差し引いた額を表示。 (③=①-②) (千円未満切捨)	山林所得	山林（立木）の伐採または譲渡による所得（5年以内は事業所得または雑所得）
	分離課税	分離短期譲渡	土地及び土地の上に存在する権利、建物、その他付属設備、建築物の譲渡による所得
		分離長期譲渡	譲渡した年の1月1日現在で5年以内保有
		株式等の譲渡	譲渡した年の1月1日現在で5年超保有
		上場株式等の配当等	株式等の有価証券の譲渡による所得
先物取引	分離課税を選択して申告された上場株式等に係る配当所得	その決済が差金等決済である先物取引による雑所得	

給与収入	3,280,000	主たる給与以外の合算所得区分	
給与所得（所得金額調整控除後）	2,216,000	所得区分	
その他の所得計	0		
総所得金額①	2,216,000		
雑損	0	障害・寡・ひ・勤	0
医療費	0	配偶者	0
社会保険料	4,008,633	配偶者特別	0
小規模企業共済	0	扶養	0
生命保険料	302,451	基礎	4,300,000
地震保険料	0	所得控除合計②	8,611,083
課税標準	1,354,000		

税額控除前所得割額④	81,240	6月分	11,800
税額控除額⑤	1,500	7月分	11,500
所得割額⑥	79,700	8月分	11,500
均等割額⑦	3,500	9月分	11,500
税額控除前所得割額④	54,160	10月分	11,500
税額控除額⑤	1,000	11月分	11,500
所得割額⑥	53,100	12月分	11,500
均等割額⑦	2,000	1月分	11,500
特別徴収税額⑧	138,300	2月分	11,500
控除不足分⑨	0	3月分	11,500
既充当額⑩	0	4月分	11,500
既納付額⑪	0	5月分	11,500
差引納付額⑫⑬⑭⑮	138,300		
変更前税額⑯	0		
増減額⑰⑱	0		
変更月			

令和4年度 給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）

受給者番号	氏名	指定番号
46201	鹿児島 太郎	9700000000
住 所		整理番号
鹿児島県鹿児島市山下町 11 番 1 号		1

あなたの特別徴収税額を在記のとおり決定(変更)したので、地方税法第41条及び第321条の4(第321条の6)の規定に基づき通知します。
 (審査請求)この通知書に記載された事項について不服がある場合は、行政不服審査法の規定により、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。
 (取消しの訴え)行政事件訴訟法に基づくこの通知書による処分取消しを求める訴えは、地方税法の規定により、審査請求に対する議決を経た後でなければ提起することができませんが、①審査請求があった日から3か月を経過しても議決が出ないとき、②処分、処分執行又は手続の進行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他議決を経ないことにつき正当な理由があるときは、その議決を経ないでも提起することができます。
 なお、処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、前記の審査請求に対する議決の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として(市長が被告の代表者となります)、提起することができます。

〇年〇月〇日
鹿児島市長 印

【所得控除】

所得控除は、下記の種類に対して一定の要件のもとに所得金額から差し引くものです。所得控除合計②は所得控除の合計額を表示しています。「扶養親族該当区分」・「本人該当区分」には、人的控除等の内訳を記載しています。

控配	控除対象配偶者(70歳未満)	1を表示	未成年者	
老配	控除対象配偶者(70歳以上)	本人該当区分 人数を表示	特障	特別障害者
特定	19～22歳		他障	一般の障害者
同老	同居老親等		寡婦	
老人	70歳以上		ひとり親	
16歳未満			勤労学生	
その他	一般扶養(16～18歳・23～69歳)		繰越損失	
同障	同居特別障害者			
特障	特別障害者			
他障	一般の障害者			

【摘要】

市民税・県民税住宅借入金等特別税額控除や、寄附金税額控除の適用がある場合には税額控除額を、控除不足額(⑨)がある場合には充当額や還付額をここに記載します。また、年度の途中で税額に変更があった場合は、変更理由を記載します。

【税額】

税額控除前所得割額④	課税総所得金額(総所得③)に税率(市民税6%・県民税4%)を乗じて計算
税額控除額⑤	調整控除、寄附金税額控除、配当控除、住宅借入金等特別税額控除、配当割額、または株式等譲渡所得割額の控除等の合計額
所得割額⑥	税額控除前所得割額④-税額控除額⑤
均等割額⑦	市民税3,500円 県民税2,000円
特別徴収税額⑧	所得割額⑥+均等割額⑦
控除不足額⑨	所得割額⑥により控除できなかった配当割額または株式等譲渡所得割額の控除の額
既充当額⑩	控除不足額⑨のうち、特別徴収税額⑧に充当された額
既納付額⑪	既に納付されている額
変更前税額⑫	税額変更前の税額を表示